

シルバー人材センターに業務を発注する企業、家庭、官公庁などの皆さまへ

シルバー人材センターのご案内

シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数などの上限や、
高齢者の就業形態別の業務の実施方法などをご紹介します。

目 次

1	<u>シルバー人材センターとは？</u>	1
2	<u>シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数、就業時間</u>	2
3	<u>シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態</u>	
(1)	<u>請負</u>	3
(2)	<u>派遣</u>	4
(3)	<u>就業形態別の主な相違点</u>	5
(4)	<u>就業形態別の主な業務例</u>	6

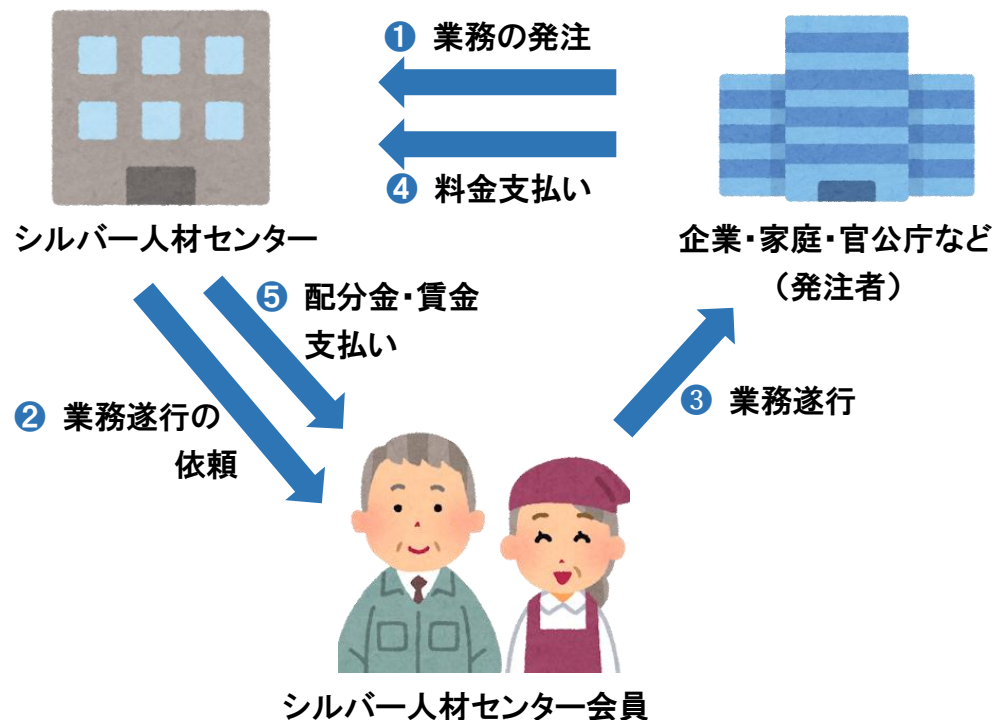
用語の解説

シルバー人材センター	シルバー人材センターとは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献することを目的とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益法人です。
会員	シルバー人材センターに入会し、就業機会の提供を受けることを希望する高齢者をいいます。
発注者	シルバー人材センターに、業務を発注する企業、家庭、官公庁などをいいます。
請負	当事者の一方がある仕事を完成することを約し、発注者がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約して行う行為をいいます。
派遣	自己の雇用する労働者を、その雇用関係をもとに、かつ、発注者の指揮命令を受けて、その発注者のために労働に従事させることをいいます。
料金	発注者が、シルバー人材センターに、請負、派遣の対価として支払う報酬をいいます。
配分金	シルバー人材センターが、会員に、請負の対価として支払う報酬をいいます。
賃金	シルバー人材センターが、会員に、派遣の対価として支払う報酬をいいます。

1 シルバー人材センターとは？

- シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場として提供しています。
- シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が指定しています。

○ シルバー人材センターの仕組み



○ シルバー人材センターの目的

(高齢者の生活の充実)

- 高齢者の生きがいの充実、健康維持
高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る
- 高齢者の生活の安定
高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な生活の安定を図る

(地域社会への貢献)

- 地域社会の維持・発展
高齢者が地域社会の担い手として働くことを通じて、地域社会の維持・発展を図る
- 現役世代の下支え
育児・介護などの現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通じて、現役世代の活躍を推進する
- 企業などの人手不足の解消
サービス業などの人手不足分野で高齢者が働くことを通じて、企業などの人手不足を解消する

2 シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数、就業時間

- シルバー人材センターが会員に提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務であり、シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数と就業時間は、おおむね月 10 日以内、または、おおむね週 20 時間をこえない範囲となります。
- このため、シルバー人材センターでの働き方は、現役世代の労働者などが 1 人で行う業務を、複数の高齢者が時間や日にちで分担して行う方法(ローテーション就業)が基本となります。

○ シルバー人材センターで働く高齢者の日数、時間の上限

日数の上限	おおむね月 10 日程度以内
時間の上限	おおむね週 20 時間をこえないことを目安 (清掃などの軽易な作業に限る)

※ 上記の日数、時間の上限は、おおむね目安のため、会員は一時的に上記の上限を超えて就業することが出来ますが、恒常的に上記の上限を超えて就業することはできません。

(認められる場合の例) スーパーマーケットでの品出しなど、派遣で働く会員(週の所定労働時間 18 時間)が、特売日やイベントが多い特定の月に、上限(週 20 時間)を超えて就業する場合

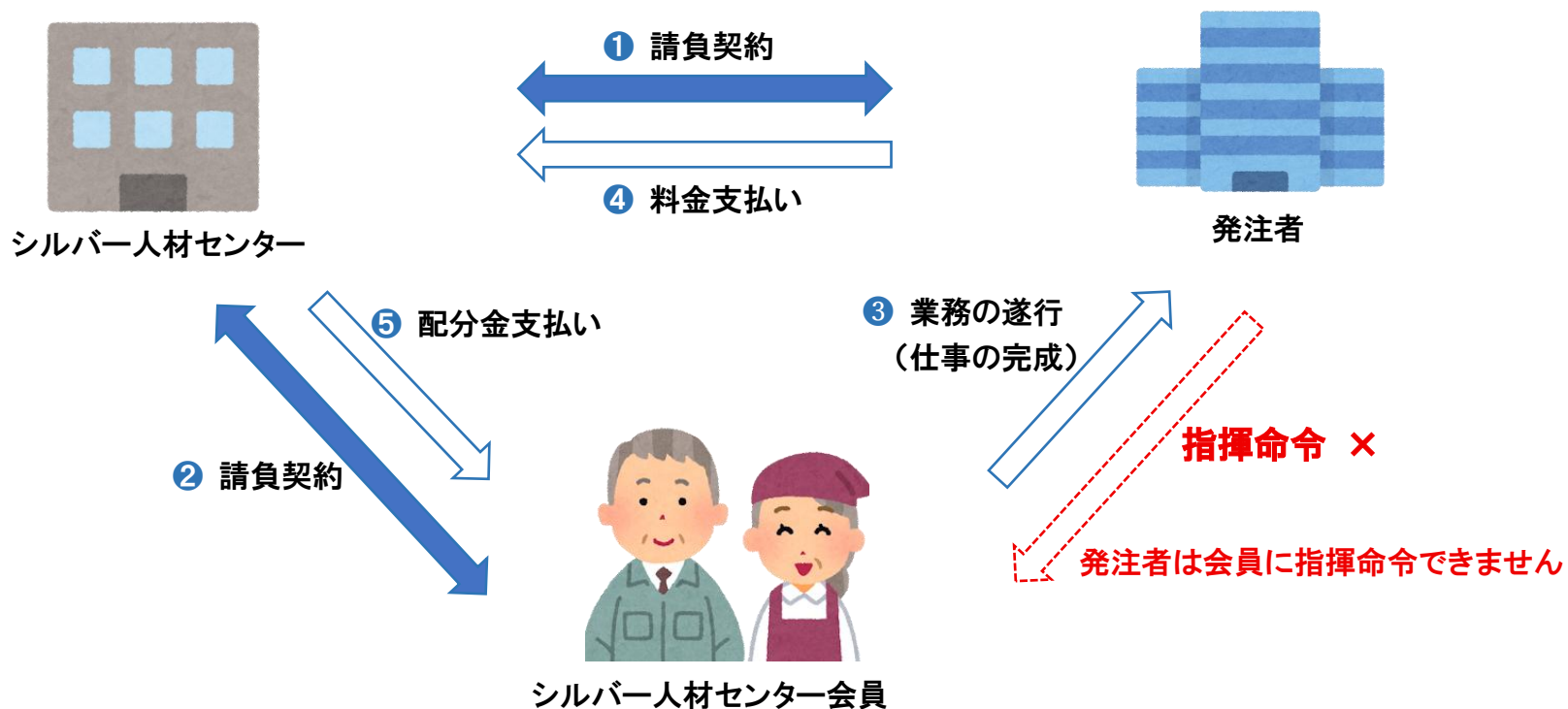
(認められない場合の例) 庭木の剪定など、請負で働く会員が、恒常的に上限(月 10 日)を超えて就業する場合

3 シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態

(1) 請負

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に請負わせる方法により行う形態です。
- シルバー人材センターは、発注者と業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約を会員と締結して、業務を実施します。
- 会員は請負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できません。

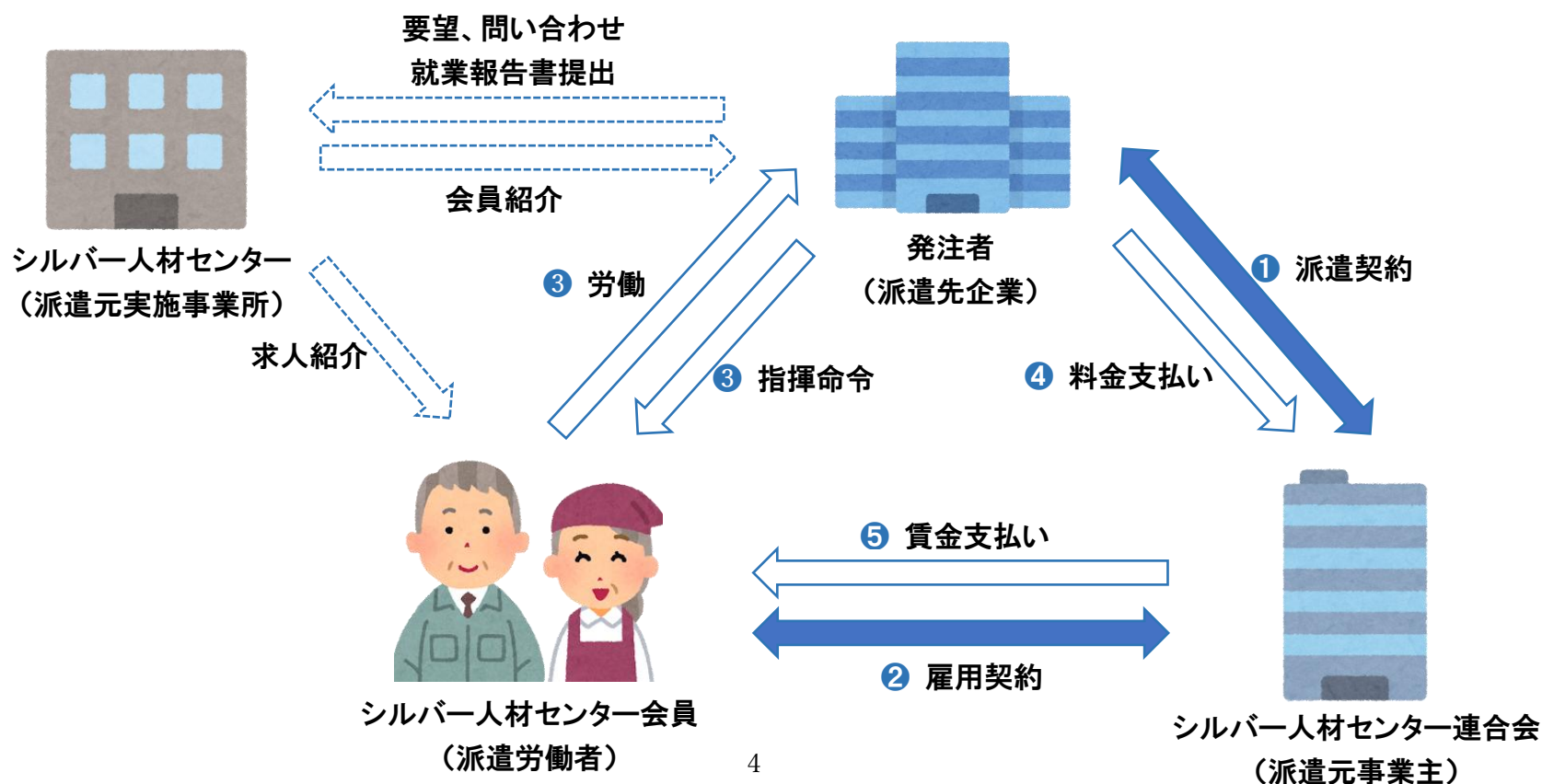
○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係



(2) 派遣

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣する方法により業務を行う形態です。
- 発注者はシルバー人材センター連合会(派遣元事業主)、近江八幡市シルバー人材センター(派遣元実施事業所)と労働者派遣契約、会員と雇用契約を締結して、会員を発注者の事業所などに派遣します。
- 会員が発注者の指揮命令を受けて働くことが目的となりますので、発注者は会員に指揮命令できます。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係



(3) 就業形態別の主な相違点

	請負	派遣
目的	会員が業務を完成させること	会員が発注者の指揮命令に従い労働すること
会員の雇用	会員は雇用されない	シルバー人材センターが会員を雇用する
指揮命令	会員は請負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できない	発注者は会員に指揮命令できる

※ 派遣の場合、会員の勤怠管理は発注者にて対応となります。

(4) 就業形態別の主な業務例

請負	仕事の完成を目的とする業務 (清掃、除草、植木の剪定、宛名書き、障子・ふすま張りなど)
派遣	発注者の指揮命令が必要な業務 (スーパーマーケットでの品出し、調理補助、保育補助など)

※ 請負・派遣ともに自動車の運転業務は行えません。

※ 大規模な除草剪定、企業様の清掃に関しては派遣契約になる場合があります。

※ 派遣で、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関連業務などは行えません。